

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第三十九号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年二月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十四条中「次の各号に掲げる」を「管理職手当に関する規則に基づき管理職手当二種から四種までを支給される」に改め、同条各号を削る。

第二十二条第二号中「及び第二号」を削り、同条第三号中「第十四条各号」を「第十四条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。